

○水戸市優良観光土産品審査会条例

昭和 62 年 3 月 30 日

水戸市条例第 29 号

(設置)

第 1 条 優良観光土産品(以下「優良土産品」という。)を登録して推奨するため、水戸市優良観光土産品審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審査会は、市長の諮問に応じ、[次の各号](#)に掲げる事項を審査する。

- (1) 優良土産品の登録に関する事。
- (2) 優良土産品の登録内容の変更に関する事。
- (3) 優良土産品の登録の取消しに関する事。
- (4) その他必要と認める事項に関する事。

(組織)

第 3 条 審査会は、関係機関、団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する 13 人の委員をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審査会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、審査会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審査会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審査会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審査会の庶務は、産業経済部において行う。

(補則)

第 8 条 [この条例](#)に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 [この条例](#)は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

(手数料条例の一部改正)

2 手数料条例(昭和 22 年水戸市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(平成 4 年 9 月 22 日条例第 28 号)

この条例は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。